○下関市自転車等駐車場条例施行規則

平成２６年８月１８日

規則第９２号

改正　平成２８年３月２８日規則第２２号

平成２８年６月２４日規則第１０１号

下関市自転車等駐車場条例施行規則（平成１８年規則第１０８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、下関市自転車等駐車場条例（平成２５年条例第１７３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（有料駐車場の種別）

第３条　有料駐車場の種別は、次のとおりとする。

(1) 個別ロック式駐車場　自動精算機（硬貨、紙幣又は次条第１項の定期駐車券により駐車料を精算する機器をいう。以下同じ。）による精算その他市長が別に定める方法で解錠することができる有料駐輪ラック（施錠装置を有する駐輪用の機器をいう。以下同じ。）により、自転車を管理する有料駐車場をいう。

(2) ゲート式駐車場　入口ゲートから入場して駐車し、出場の際に自動精算機による精算その他市長が別に定める方法で出口ゲートを開場することにより、自転車等を管理する有料駐車場をいう。

（定期駐車の申請等）

第４条　定期駐車をしようとする者は、定期駐車を開始しようとする月の前月２０日から同月末日までの間に、定期駐車券交付申請書（様式第１号）を市長に提出し、定期駐車券（様式第２号）及び２枚の定期駐車確認シール（様式第３号。以下「シール」という。）の交付を受けなければならない。

２　市長は、有料駐車場の利用状況等を考慮して、あらかじめ当該有料駐車場に定期駐車させる自転車等の台数を定め、当該台数の範囲内で、原則として申請受付順に定期駐車券及びシールを交付する。

３　定期駐車利用者（第１項の規定により定期駐車券の交付を受けた者をいう。以下同じ。）は、その利用する自転車等の泥よけ部分その他の確認しやすい場所及び定期駐車券の裏面にそれぞれシールを貼付しなければならない。

４　定期駐車利用者は、有料駐輪ラックを専用し、又は他の者に優先して駐車することはできない。

５　条例第５条第４項の規定により定期駐車券を更新しようとする者は、当該交付を受けた定期駐車券を係員に提示することにより、定期駐車券の更新の申請をし、当該更新に係る２枚のシールの交付を受けなければならない。この場合において、交付されたシールの取扱いについては、第３項の規定を準用する。

６　定期駐車利用者は、第１項の規定により提出した定期駐車券交付申請書の記載事項に変更（定期駐車券の変更を伴う変更を除く。）が生じた場合は、速やかに同項の定期駐車券交付申請書を再提出しなければならない。

７　市長は、前項の規定により定期駐車券交付申請書の再提出があったときは、必要に応じてシールを再交付するものとする。

８　市長は、定期駐車券を紛失し、又は破損した定期駐車利用者が定期駐車券再交付申請書（様式第４号）を市長に提出したときは、定期駐車券を再交付することができる。この場合において、定期駐車利用者は、条例第９条第２項に規定する定期駐車券に係る費用を納付しなければならない。

９　定期駐車利用者は、シールを紛失し、又は破損したときは、定期駐車券を提示してシールの再交付を受けなければならない。

（利用許可等）

第５条　個別ロック式駐車場を利用しようとする者が、有料駐輪ラックに自転車を置き、有料駐輪ラックの利用識別ランプが点滅を始めたときは、市長への利用の申請及び当該申請に対する市長の利用の許可があったものとみなす。

２　ゲート式駐車場を利用しようとする者が、入口発券機（入口ゲート手前に設置された機器で、定期駐車券の認証及び一時駐車券（様式第５号）の発券を行うものをいう。以下この項において同じ。）に定期駐車券をかざし、又は入口発券機の一時駐車券発行ボタンにより一時駐車券の発行を受け、ゲートが開場されたときは、市長への利用の申請及び当該申請に対する市長の利用の許可があったものとみなす。

３　有料駐車場を利用する者は、個別ロック式駐車場にあっては有料駐輪ラックの解錠の際に、ゲート式駐車場にあっては出口ゲートの開場の際に自動精算機に定期駐車券をかざし、又は硬貨若しくは紙幣を投入することにより精算する。

（使用料の納付時期）

第６条　有料駐車場の使用料は、定期駐車にあってはシールの交付の際に、一時駐車にあっては自動精算機での精算の際に納付する。

（定期駐車券に係る費用の納付時期）

第７条　条例第９条第２項に規定する定期駐車券に係る費用は、第４条第１項及び第８項の規定により定期駐車券の交付を受けた際に納付しなければならない。

（還付することができる使用料の額の算定）

第８条　条例第１１条第２項の規定により還付することができる使用料の額は、定期駐車利用者の区分（条例別表第２に定める定期駐車に係る使用料の区分をいう。以下同じ。）に応じ、当該区分に定める使用料の額を条例第８条の規定による有料駐車場の全部の供用の休止が２４時間を超えた月の日数（当該月の初日から同月末日までの日数をいう。）で除して得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に当該月における有料駐車場の全部の供用の休止が２４時間を超えた日数を乗じて得た額とする。ただし、有料駐車場の全部の供用の休止が１月（月の初日から末日までの期間をいう。）にわたるときは、定期駐車利用者の区分に応じ、当該区分に定める１月当たりの使用料の額を当該定期駐車利用者に還付するものとする。

（長期駐車確認書及び移動命令書）

第９条　条例第１７条第１項に規定する長期駐車自転車等の確認は、長期駐車確認書（様式第６号）を取り付けることにより行う。

２　条例第１７条第１項の規定による命令は、長期駐車自転車等移動命令書（様式第７号）を前項に規定する長期駐車確認書の取り付けられた自転車等に取り付けることにより行う。

（長期駐車自転車等の保管に係る告示）

第１０条　条例第１７条第３項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 自転車等を撤去し、及び保管した日

(2) 撤去し、及び保管した自転車等の台数

(3) 自転車等の保管場所

(4) 自転車等を保管する期限

(5) 撤去し、及び保管した自転車等の防犯登録番号、車体番号その他特徴

（保管した長期駐車自転車等の返還）

第１１条　条例第１７条の規定により撤去し、及び保管した自転車等の返還を受けようとする者は、長期駐車自転車等返還申請書兼受領書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該返還を受けようとする者の住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の当該自転車等の所有者又は使用者であることを証する物を確認した後に、当該自転車等を返還するものとする。

２　条例第１８条第２項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車　１，０２０円

(2) 原動機付自転車　１，５４０円

(3) 普通自動二輪車　１，５４０円

(4) 大型自動二輪車　１，５４０円

（費用の徴収の免除）

第１２条　条例第１８条第１項ただし書の規定により自転車等の撤去及び保管に要した費用の徴収の免除を受けようとする者は、あらかじめ長期駐車自転車等撤去保管費用納付免除申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該免除の可否を長期駐車自転車等撤去保管費用納付免除可否通知書（様式第１０号）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定管理者による管理）

第１３条　条例第２２条第１項の規定により有料駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第４条第１項、第７項及び第８項並びに第５条第１項及び第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第４条第２項中「当該台数」とあるのは「指定管理者は、当該台数」と、様式第１号及び様式第４号中「下関市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（指定管理者による利用料金の収受）

第１４条　条例第２３条第１項の規定により、指定管理者に有料駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる場合においては、第６条及び第８条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（定期駐車券交付申請書提出の特例等）

２　有料駐車場の供用の開始の月（以下「供用開始月」という。）に定期駐車をしようとする者は、施行日前においても供用開始月の前月２０日から同月

末日までの間に定期駐車券交付申請書を市長に提出することができる。

３　第４条第１項の規定にかかわらず、条例別表第１の有料駐車場の供用の開始の日のうち最も早い日から３月を経過するまでの間に定期駐車をしようとする者は、定期駐車券交付申請書を定期駐車の利用を開始しようとする月であっても市長に提出することができる。

４　前項の規定により定期駐車券交付申請書を提出した者は、定期駐車利用者の区分に応じ、１月分の使用料を納付しなければならない。

附　則（平成２８年３月２８日規則第２２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年６月２４日規則第１０１号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

定　期　駐　車　券　交　付　申　請　書

年　　月　　日

（宛先）下 関 市 長

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下関市自転車等駐車場条例第５条第２項の規定に基づき、次のとおり定期駐車券の交付を申請します。

新 規 ・ 変 更

利用駐車場（○で囲む。）	下関駅（ 南 ・ 北 ・ 原動機付自転車等 ）駐車場		
利用の目的	□通勤　□通学　□その他（　　）		
利用時間帯	午前 午後	時頃から	午前 午後　時頃まで ※参考までにお知らせください。
利用自転車等	防犯登録番号	※わからなければ空欄でかまいません。	
	車体番号	※わからなければ空欄でかまいません。	
	車体特徴	色	形式等
備考	１．申請に当たっては、身分証明書（免許証・保険証・学生証・その他身分を証明できるもの）を持参してください。 ２．下関市自転車等駐車場条例及び下関市自転車等駐車場条例施行規則その他関係法令の規定を遵守してください。 ３．取得した個人情報は、自転車等駐車場の管理に必要な範囲内で使用することがあります。		

※以下の欄には記入しないでください。

承認番号			
交付年月日	年　月　日		
使用料	□１,０００円　□１,５００円　□２,５００円		
確認	□免許証　□保険証　□学生証 □その他（　　）	受付印	

様式第２号

（自転車用）

（表）

（原動機付自転車及び自動二輪車用）

（表）

（裏）

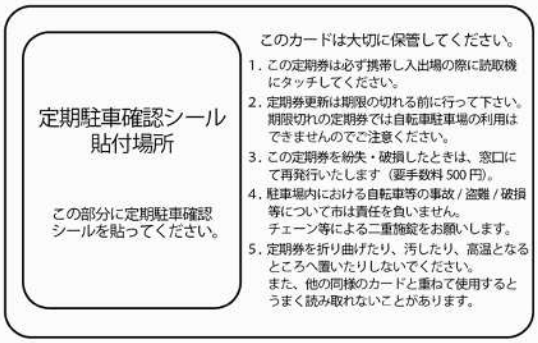

様式第３号

（自転車用）

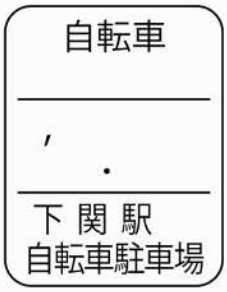

（原動機付自転車及び自動二輪車用）

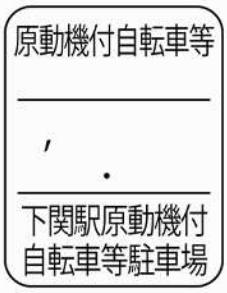

備考　定期駐車確認シールの大きさは、縦 45ｍｍ×横 35ｍｍとする。

様式第４号（第４条関係）

定　期　駐　車　券　再　交　付　申　請　書

年　　月　　日

（宛先）下 関 市 長

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、　　年　　月　　日午前/午後　　時　　分頃、次の定期駐車券を紛失/破損しましたので、再交付を申請します。

なお、紛失した定期駐車券が発見された場合は、速やかに返却するとともに、不正な利用はいたしません。また、このことについて損害賠償の必要が生じたときは、私において支払います。

定期券の交付を受けた時期	年　　月頃
定期駐車している自転車等駐車場	下関駅（ 南 ・ 北 ・ 原動機付自転車等 ）駐車場
紛失・破損の理由	

注　定期駐車券を破損した場合は、その定期駐車券を添付してください。

※以下の欄には記入しないでください。

再交付番号			
再交付年月日	年　　月　　日		
旧券の回収	□無　□有　（　　年　　月　　日）		
		受付印	

様式第５号

↑挿入方向↑

下関駅　　駐車場

一時駐車券

(注意事項)
この駐車券は出場のときに必要です。
折り曲げず大切に保管してください。
出場の際に規定の料金をお支払いください。

入場時刻　　-　-　　:　[　]

様式第６号（第９条関係）

長 期 駐 車 確 認 書

使用中の自転車等はこの札を取り除いてください。

下関市自転車等駐車場条例に基づき、長期駐車自転車等の確認を行うため取り付けています。

取付日　　年　　月　　日

下関市

（連絡先　　）

備考　長期駐車確認書の大きさは、縦６０ｍｍ×横１２０ｍｍとする。

様式第７号（第９条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日

長期利用者　様

下関市長　　印

長期駐車自転車等移動命令書

この長期駐車自転車等は、利用期間を超えて駐車されていますので、 下関市自転車等駐車場条例第１７条第１項の規定により次の期限までに、駐車場内から移動するよう命じます。移動されない場合は、同条例の規定により撤去します。

移動期限　　年　　月　　日

連絡先

（裏）

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考　長期駐車自転車等移動命令書の大きさは、縦６０ｍｍ×横１２０ｍｍとする。

様式第８号（第１１条関係）

（表）

長期駐車自転車等返還申請書兼受領書

年　　月　　日

（宛先）下 関 市 長

申請者 住所

氏名　　㊞　電話番号

（自署の場合は押印不要）

所有者又は使用者との関係　本人・家族・その他(　　)

下記のとおり返還を申請いたします。

記

所有者情報	（申請者が使用者の場合又は所有者本人でない場合は記入してください。） 住所 氏名　　電話番号
返還を受けようとする物	□自転車　□原動機付自転車　□自動二輪車
返還費用	円

受　領　書

（宛先）下 関 市 長

年　　月　　日

上記の □自　転　車
□原動機付自転車
□自 動 二 輪 車 を確かに受領いたしました。

氏名　　㊞

注１　該当する□にレ印を記入してください。

２　本人以外の方が申請書を提出する場合は、委任状を添付してください。

（裏）

太枠の中の該当する箇所に記入してください。

駐車した場所		駐車場	
駐車した日		年　月　日	
車種		□自転車	□原動機付自転車・自動二輪車
自転車等の特徴	種類	□スポーツ車　□ﾏｳﾝﾃﾝﾊﾞｲｸ □軽快車　□折畳み	
	色		
	メーカー		
	防犯登録番号等	(防犯登録番号) (車体番号)	(ナンバープレート)
	氏名等の表示	□有（　　） □無	□有（　　） □無
	その他の特徴		

注１　該当する□にレ印を記入してください。

２　該当しない箇所及び不明な箇所は空白にしてください。

担当者記入欄

本人確認	□運転免許証　□健康保険証　□学生証 □その他の身分証明書（　　）		
所有権等確認	□自転車等の鍵　□その他（　　）		
費用の徴収	□徴収　（　　円）　□免除		
返還したもの	□自転車　□原動機付自転車　□自動二輪車		
返還日	年　月　日	返還担当者	

様式第９号（第１２条関係）

長期駐車自転車等撤去保管費用納付免除申請書

年　　月　　日

（宛先）下 関 市 長

申請者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　　㊞　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署の場合は押印不要）

所有者又は使用者との関係　本人・家族・その他(　　)

下記のとおり撤去保管費用納付の免除を申請します。

記

免除を受けようとする費用の額	□　自　　転　　車　１,０２０円 □　原動機付自転車　１,５４０円 □　普通自動二輪車　１,５４０円 □　大型自動二輪車　１,５４０円
免除を受けようとする理由	

注１　該当する□にレ印を記入してください。

２　免除を受けようとする場合は、その理由を証明する資料を提出してください。

３　本人以外の方が申請書を提出する場合は、委任状を添付してください。

様式第１０号（第１２条関係）

長期駐車自転車等撤去保管費用納付免除可否通知書

第　　号
年　　月　　日

様

下関市長　　印

あなたが　　年　　月　　日に申請した自転車等の撤去及び保管に要した費用の納付免除について、下記のとおり通知します。

記

費用の納付免除	可 ・ 否
理　　由	
そ　の　他	

様式第１号（第４条関係）

様式第２号

様式第３号

様式第４号（第４条関係）

様式第５号

様式第６号（第９条関係）

様式第７号（第９条関係）

様式第８号（第１１条関係）

様式第９号（第１２条関係）

様式第１０号（第１２条関係）